

伯耆町では家庭で乳児を保育している保護者の生活の安定と愛着形成の深化を図り、児童の健全な成長を支援するため、乳児家庭保育支援手当を支給しています。

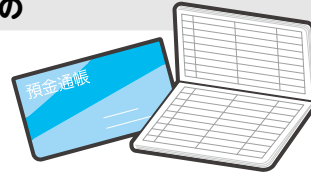
支給対象者及び給付月額

区分	期間	月額
育児休業給付金等 受給者の方	乳児の月齢が満9月に到達した月から満18月に到達する月までの間 ※最大10ヶ月間	満12月まで 育児休業給付金の 6分の1/月 ・上限 72,500円 ・下限 33,000円
		13月から18月まで ・ 20,000円 /月
育児休業給付金等 受給者以外の方	乳児の月齢が満3月に到達した月から満18月に到達する月までの間 ※最大16ヶ月間	満12月まで ・ 33,000円 /月
		13月から18月まで ・ 20,000円 /月

※該当する乳児が2人以上の場合は2人目5,000円、3人目以降3,000円を加算

申請に必要なもの

- ①通帳等振込先の口座番号がわかるもの
- ②育児休業手当支給決定通知の写し
(育児休業給付金の受給者のみ)



申請時期

支給対象となる月齢に到達する日の**30日前から該当月の月末**まで

※1日生まれの場合は、前月末まで

支給制限

以下の場合などに該当するときは支給を受けられません。

- ・保育施設等に児童を預けた場合。または、入所措置の対象となった場合。
- ・児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象となる家庭の場合。
- ・生活保護法による保護を受けている場合。
- ・保護者が乳児の養育を著しく怠っている場合。
- ・正当な理由なく支給認定関係調査に応じない場合 など。

※支給期間中に上記の事由が発生した場合は、事由が生じた日の属する月分まで支給します。その日が月の初日である時は、その属する月の前月分までを支給します。

